鳥取市農業経営高度化支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、鳥取市農業経営高度化支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和４２年鳥取市規則第１１号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第２条　本補助金は、本市の将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体の育成と、農地整備事業経営体育成型（農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成２２年４月１日付け２１農振第２４５３号農林水産事務次官依命通知））等による生産基盤及び生活環境の整備を一体的に行うことにより、当該経営体への農用地の利用集積を促進し、もって生産性の高い農業構造の実現を図ることを目的として交付する。

（補助対象事業）

第３条　本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成３０年３月３０日付け２９農振第２６０４号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行われる農地整備事業（以下単に「農地整備事業」という。）、農山漁村地域整備交付金実施要綱に基づいて行われる農業経営高度化支援事業（以下単に「農業経営高度化支援事業」という。）及び水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成３０年３月３０日付け２９農振第２７０２号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行われる農地集積促進事業（以下単に「農地集積促進事業」という。）のうち、別表１の第１欄に掲げる事業とする。

（補助対象者）

第４条　本補助金の交付の対象となる者は、農地整備事業、農業経営高度化支援事業及び農地集積促進事業の実施に併せ、農用地の利用集積を促進する団体とする。

（補助金の額の算定）

第５条　本補助金は、補助対象事業に要する別表１の第３欄に掲げる経費の額に、同表の第４欄に定める率を乗じて得た額以下とし、予算の範囲内で交付する。

（交付申請）

第６条　本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

２　規則第４条の申請書に添付すべき同条第１号及び第２号に規定する書類は、それぞれ様式第１号及び様式第２号とする。

（着手届を要しない場合）

第７条　規則第１０条第１項第３号の市長が別に定める場合は、同項第１号又は第２号に規定する場合以外のすべてに係る場合とする。

（実績報告）

第８条　本補助金の交付に係る事業は、規則第１２条ただし書に規定する補助事業とし、同条に規定する実績報告書の提出を要しないものとする。

（雑則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附　則

（施行期日等）

１　この要綱は、平成３０年９月４日から施行し、平成３０年度の補助事業から適用する。

（経過措置）

２　「農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（平成２６年４月１日付け２５生畜第２０９５号農林水産省生産局長、２５農振第２１２８号農林水産省農村振興局長、２５林整計第９６０号林野庁長官、２５水港第２９７５号水産庁長官通知）」による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要領に基づき実施していた地区にあっては、改正前の農業経営高度化促進事業を実施することができる。

３　水利施設等保全高度化事業実施要綱の従前事業の「農業水利施設保全合理化事業実施要綱の一部改正について」（平成２６年２月６日付け２５農振第１８９２号農林水産事務次官依命通知）による改正前の農業水利施設保全合理化事業実施要領に基づき実施していた地区にあっては、改正前の高度経営体農地集積促進事業を実施することができる。

附　則

この要綱は、平成３１年４月２４日から施行する。

別表１（第３条、第５条関係）

1 補助対象事業	2 事業種類	3 補助対象経費	4 補助率
農業経営高度化促進事業	中心経営体農地集積促進事業	中心経営体への農用地の集積及び集約化に向けた促進支援のための生産基盤整備事業等の事業費に対する地元分担金相当額	１０／１０ ただし、別表２の算定式により算定された額を上限とする。
	高度経営体面的集積促進事業	高度経営体への農用地の面的集積に向けた促進支援のための生産基盤整備事業等の事業費に対する地元分担金相当額	１０／１０ ただし、別表３の算定式により算定された額を上限とする。

備考

高度経営体面的集積促進事業は、水利施設等保全高度化事業実施要綱により、高度経営体農地集積促進事業を実施するものをいう。

別表２

算　　定　　式

１　農業競争力強化農地整備事業による場合

交付限度額＝生産基盤整備事業等の総事業費×助成割合

区　　分	助成割合	
		集約加算有
中心経営体集積率		
５５％以上６５％未満	０．０５５	０．０６５
６５％以上７５％未満	０．０６５	０．０８５
７５％以上８５％未満	０．０７５	０．１０５
８５％以上	０．０８５	０．１２５

（注１）中心経営体集積率とは、農業競争力強化農地整備事業実施要領に定める率をいう。

（注２）集約加算は、中心経営体の経営等農用地面積の８０％以上を集約化する場合に適用する。

（注３）生産基盤整備事業等の実施期間中に交付する場合は、促進計画の流動化計画に定める目標年度までに段階的に設定された集積率の要件を満たす場合に限り、交付を受けていない前年度までの生産基盤整備事業等の事業費を交付限度額の対象とする。

２　農山漁村地域整備交付金による場合

交付限度額＝生産基盤整備事業等の総事業費×助成割合

区　　分	助成割合
中心経営体集積率	
３５％以上４５％未満	０．０３５
４５％以上５５％未満	０．０４５
５５％以上６５％未満	０．０５５
６５％以上７５％未満	０．０６５
７５％以上	０．０７５

（注）中心経営体集積率とは、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙１－１第５の１（３）に定める率をいう。

別表３

算　　定　　式
交付限度額＝生産基盤整備事業等の総事業費×助成割合

区　　分	助成割合
高度経営体面的集積向上率	
１５％以上２０％未満	０．０２０
２０％以上２７．５％未満	０．０３０
２７．５％以上３５％未満	０．０４０
３５％以上４０％未満	０．０５０
４０％以上４５％未満	０．０６０
４５％以上５０％未満	０．０７０
５０％以上	０．０７５

（注）高度経営体面的集積向上率とは、農業水利施設保全合理化事業実施要領に定める率をいう。